

# 障害福祉サービスの利用手続きについて

## 1 サービス利用の相談・申請

## 2 障害支援区分の調査・審査

調査

市職員又は市が委託した相談支援事業所等の認定調査員が、障害者の方の心身状況（80項目）や社会活動や介護者等の状況及びサービス利用の意向について、調査を行います。

訓練等給付を希望する場合

介護給付を希望する場合

<障害支援区分の一次判定>  
支援の必要の度合いをコンピュータにより判定します

二次判定（審査会）

審査会は、障害保健福祉を良く知る委員で構成されます

医師の  
意見書

障害支援区分の認定

## 3 サービスプランの作成

評価

① 障害者の心身の状況（障害支援区分）

② 社会活動や介護者、居住等の状況

③ サービスの利用意向

④ 訓練・就労に関する評価を把握

審査会

必要に応じて審査会へ  
意見聴取

## 4 支給決定

受給者証の交付を受けて、サービスを提供する事業所や施設と契約し、サービスを利用します。